

議案第4号

旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月5日 提出

旭市長 米本 弥一郎

旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

(旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)

第1条 旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例(平成25年旭市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改める。

(旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正)

第2条 旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例(平成25年旭市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第11号及び第5条第8号中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。